（港湾・沿岸防災研究室の所掌事務）

**第七十八条**　港湾・沿岸防災研究室は、港湾及び沿岸海洋における災害の防止に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する事務をつかさどる。

**第七十九条**　削除

（空港研究部の所掌事務）

**第八十条**　空港研究部は、空港等の整備及び保全に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する事務（管理調整部及び港湾・沿岸海洋研究部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（港湾情報化支援センターの所掌事務）

**第九十九条**　港湾情報化支援センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　港湾空港関係事務に関する情報システムの整備及び管理に関すること。

二　港湾空港関係事務に係る情報化に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。

三　港湾、航路及び港湾に係る海岸に関する整備、利用、保全及び管理（航路にあっては、整備、保全及び管理）に係る情報化に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関すること（管理調整部の所掌に属するものを除く。）。

（港湾情報化支援センターに置く課等）

**第百条**　港湾情報化支援センターに次の三課及び一室を置く。

情報システム課

積算支援業務課

港湾施工システム・保全課

港湾業務情報化研究室

（情報システム課の所掌事務）

**第百一条**　情報システム課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　港湾空港関係事務に関する情報システムの整備及び管理に関すること（積算支援業務課及び港湾施工システム・保全課の所掌に属するものを除く。）。

二　港湾空港関係事務に係る情報化に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。

（積算支援業務課の所掌事務）

**第百二条**　積算支援業務課は、港湾空港関係事務のうち、工事に関する積算に係る情報システムの整備及び管理に関する事務をつかさどる。

（港湾施工システム・保全課の所掌事務）

**第百三条**　港湾施工システム・保全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　港湾及び航路の整備及び保全に関する工事の積算基準、施工基準その他の工事の実施に関する情報化に係る研究及び開発の企画及び立案並びに情報システムの整備に関すること（積算支援業務課の所掌に属するものを除く。）。

二　前号に掲げるもののほか、港湾及び航路の保全に関する情報化に係る研究及び開発の企画及び立案並びに情報システムの整備に関すること。

（新設）

（港湾施工システム・保全研究室の所掌事務）

**第七十九条**　港湾施工システム・保全研究室は、次に掲げる事項に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する事務をつかさどる。

一　港湾及び航路の整備及び保全に関する工事の積算基準、施工基準その他の工事の実施に関すること。

二　港湾及び航路の保全に関すること（港湾計画研究室及び港湾システム研究室の所掌に属するものを除く。）。

（空港研究部の所掌事務）

**第八十条**　空港研究部は、空港等の整備及び保全に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する事務（管理調整部及び沿岸海洋・防災研究部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）